

平成29年 第1回 臨時

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成29年8月3日(木) 午前10時00分開会  
午前11時10分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
38	平成30年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書、平成30年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件	承認

出席者

委員 長 委員長職務代理者	大矢優子 福元 実	総務課長 教育支援課参事	溝口哲也	総務課長代理 兼保健給食係長	藤原英昭
委員 委員	山手知榮子 西川俊孝	兼課長代理	大崎貴子	総務課総務係長 総務課係員	岡田哲也 窪 秀昭
教育長 教育次長兼教育総務部長 次世代育成部長	箸尾谷知也 北野人士 前馬晋策				

委員長

ただいまから、平成29年第1回教育委員会臨時会を開催いたします。本日の署名委員は山手委員です。よろしくお願いいたします。

本日の付議事件は1件です。

それでは、議案第38号、「平成30年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書、平成30年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件」について、教育支援課より説明をお願いします。

教育支援課参事

議案第38号、「平成30年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書、平成30年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書等により説明】

委員長

それでは審議に入るにあたり、私から本議案に関する本日までの教育委員会としての活動の経過を説明させていただきます。

教育委員会は、平成29年3月28日付文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」、ならびに同日付文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「平成30年度使用教科書の採択事務処理について」、及び平成29年4月17日付、大阪府教育委員会教育長通知「義務教育諸学校における平成30年度使用教科用図書の採択について」に基づき、採択の公正確保と静ひつな採択環境の確保に十分留意し、専門的な調査研究活動を行うため、「平成30年度使用学校教育法附則第9条関係図書の選定に関する事項並びに平成30年度使用摂津市立小学校教科用図書の選定に関する事項」について平成29年4月28日付で、選定委員会に諮問を行いました。

選定委員会では、諮問を受け、小学校「特別の教科 道徳」の全発行者の教科用図書について調査を行い、それに基づいて教科用図書選定に関する協議を重ねられ、去る平成29年7月19日、教育委員会に対して答申をご提出いただきました。

答申には、附則第9条関係図書の選定に関すること、小学校「特別の教科 道徳」について、見本本が届けられた全発行者の教科用図書の特徴、選定委員会としてさらに各発行者を比較した点とその特長、また、各発行者ならびに各種目について複数者の採択候補が記載されておりました。

答申を受け、教育委員会では、見本本が届けられた全発行者の教科用図書、資料提供された調査員による調査研究報告書、学校及び教育研究会からの意見書、さらには教科書見本本展示会において寄せられた意見等について、各委員が事前に目を通した上で、去る平成29年7月19日と21日、及び26日に教科用図書採択に関する学習会を開催し、本市の小学校で使用する「特別の教科 道徳」の平成30年度使用教科用図書の採択について、意見交換等を行ってまいりました。

以上がこれまでの活動の経過です。

各委員から何か補足はございますか。

全委員

なし。

委員長

ないようですので、議案審議に入ります。

まず、平成30年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件でございます。平成30年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書については、市内小中学校から学校教育法附則第9条関係教科用図書に関する採択の必要性についての申し出がなかったため、今回、採択は行わないこととしたいと思います。ご意見ございますか。

全委員

異議なし。

委員長

意見がないようですので、平成30年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書については、今回は採択を行わないこととします。

次に、平成30年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書採択の件のうち、小学校「特別の教科 道徳」を除く平成30年度使用小学校教科用図書について、でございます。教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令により、原則として4年ごとに採択替えを行います。小学校教科用図書は、平成26年度に採択替えが行われましたが、採択という手続きは毎年必要となります。従いまして、平成29年3月28日付文部科学省初等中等教育局長通知に基づき、平成30年度に小学校で使用する教科用図書については、今年度と同様のものを採択します。

続きまして、平成30年度使用摂津市立義務教育諸学校教科用図書採択の件のうち、平成30年度使用中学校教科用図書について、でございます。先ほども申しあげました通り、教科用図書は原則として4年ごとに採択替えを行います。中学校教科用図書は平成27年度に採択替えが行われましたが、採択という手続きは毎年必要となります。従いまして、平成29年3月28日付文部科学省初等中等教育局長通知に基づき、平成30年度に中学校で使用する教科用図書については、今年度と同様のものを採択します。

最後に、平成30年度使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書についての審議に入ります。

まず、過去3回の学習会の内容については、私からご報告させていただきます。報告の後、本日、改めて皆さん方にご審議いただき、採択について最終的に決定したいと存じます。

今回、新たに採択する小学校「特別の教科 道徳」に関しましては、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書、日本文教出版、光文書院、学研教育みらい、廣済堂(こうさいどう)あかつきの8者から見本本が届きました。選定委員会からの答申や各委員の意見では、『全発行者とも、道徳の時間が、教育課程上「特別の教科 道徳」として新たに位置づけられたことを受け、その目標、内容が明確に示され、児童が、主体的に学習を進めることへの工夫がなされています。

また、「東京書籍」は、3年生以上に「とびらのページ」・教材文・考えるステップを一連の教材とした「問題を見つけて考える」を掲載し、考え議論する授業への工夫がなされていました。

「学校図書」は、読み物と活動の2冊から構成されていて、2冊を組み合わせることで、単位時間の授業ができるよう工夫されました。

「光村図書」は、漫画形式の教材や一枚の絵、複数の資料など、多様な教材との出会いから、児童が考え、議論させる活動を展開できるよう工夫されていました。

「日本文教出版」は、いじめの問題について、各学年各学期に教材と特設の「心のベンチ」をまとめて配置し、児童が教材や活動を通し、異なる角度から問題を考えられるよう工夫されていました。

「学研教育みらい」は、教科書の版が大きく、児童が書き込めるスペースも設けられている。文字も大きく読みやすい。』などの特

長が挙がりました。

とりわけ、選定委員会から候補として取り上げられた「教育出版」、「光文書院」、「廣濟堂(こうさいどう)あかつき」については、特に多くの意見が出されました。

「教育出版」の特長としては、授業のめあてや流れが、わかりやすく、学びの手引きの中に、複数の発問があり、児童の実態に応じて選択することができるよう工夫がなされています。また、大阪府の「なにわの伝統野菜」の中で、「鳥飼なす」や「吹田くわい」が掲載され、本市の児童にとって教科書への親しみやすさも湧きやすいものとなっています。

「光文書院」においては、導入での問い、脚注の吹き出しによる考える問い、まとめる、ひろげるといった問いがあり、授業の流れが明確でわかりやすいよう工夫がなされています。また、情報モラルに関しては、スマートフォンなどを児童がいずれは、所持することを前提とし、低学年からネットマナーについて触れるなど、たくさん教材を取り上げる工夫がなされていました。

「廣濟堂(こうさいどう)あかつき」においては、教材をもとに児童が、考え・話し合う等の活動が多様に展開される手がかりとなるような内容が示されています。「道徳ノート」を活用することで、個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行うことができ、ポートフォリオとして活用できるような工夫がなされていました。

以上、学習会における報告です。

では、報告を受けまして1者を選びたいと考えます。ご意見をお願いします。

委員長

今回の教科書発行者、8者のうち、特徴的な点で、分冊となっているものと1冊となっているものがありますが、それについて、皆様はどうお考えかお聞かせ願いたいと思います。

山手委員

分冊の良さもあると思いますが、実際に子ども達が狭い机の上に、2冊広げること、2冊で内容が書かれている順番が異なること等を思うと、子ども達にとっては煩雑になりますし、分冊に記入するというのは、子ども達にとって負担になるのではないかと思います。

西川委員

分冊となれば、どちらを中心に使っていくのかわかりにくいと思います。活動と読み物と分けられているところと分冊をノートとしているところがありまして、後で評価を行うための材料になるのだと思いますが、実際使ってみるときには、負担があるのか考えないといけないと思います。

委員長職務代理者

分冊の利点は、子どもに授業がどれくらい定着しているのか、先生が確認するためには良いと思います。ただ、45分の授業の中で、子どもに2冊広げて授業を受けることとなると、特に低学年では授業についていけないのかどうか、と心配にはなります。量と時間の配分を考えた時に、敢えて分冊にする必要があるのか、と思いました。

教育長

分冊については、皆様とほぼ同じ意見です。道徳という教科ができて、1番難しいのはどう評価していくか、ということです。評価の根拠とするためにノートがあれば、評価がしやすくなるのではと思いますが、とりわけ低学年にあれだけの量を書かせることになると、道徳的な力だけではなく、国語的な書く力が評価に大きく影響してくると思います。そういったことから、教員が適宜必要に応じて、プリント等を活用して、評価の根拠を作れるので、今回の道徳の教科書については、必ずしも分冊である必要はないと思いました。

委員長

分冊の良いところは、一方的に授業を受けるわけではなく、書きながら自分の考えていることをまとめることができるという点ですが、それぞれの内容の書かれている順番であるとか、机のスペースのこととか、書く力のこととかを考えなければいけないというご意見でした。

次に、授業の流れと発問について、何かご意見はありますでしょうか。

西川委員

今回、初めて道徳が特別の教科になって、教科書を使って授業を行うことになりました。これまで道徳を専門で研究されてきた先生だけではなく、全ての先生が一定のレベルで授業を行うにあたり、教科書の位置付けはすごく大きくなると思います。現場の先生や保

護者の方が選定委員会で出された答申で教育出版や光文書院、廣済堂あかつきを選ばれました。これに完全に縛られるわけではないですが、一定尊重しなければいけないと思っています。もうひとつは、すべての小学校から出された学校意見書がありますが、これも見させていただいて、子ども達の道徳の授業が学校生活や他教科とのつながりの中で生きてくるということが、授業で使う時に重要であると思いました。

また、流れとして、中心的な発問がぶれていないというのが1番使いやすいと思いますので、光文書院は他教科との繋がり、広がりという面で優れていると思いました。

委員長

発問の件について、他の方、何かありますか。

山手委員

初めて教科になるということで、主体的に学習し、頭で理解するだけでなく、身に付くという点で、各発行者の教科書で、最初のオリエンテーションのページで力を入れていると思いました。特に、光文書院や日本文教出版では気付いてほしいことを工夫して表現していました。発問については、決まった答えを求めているというものではなくて、自分で考えて答えを出すよう導いてくれているのが、光文書院であると思いました。

委員長職務代理者

道徳を教えるということ自体が私には難しいことだと思います。最終的には決まった答えを出すための発問になるとは思いますが、そこに至る過程として、子ども達が考えて、自由に意見を出し合っ、先生がそれを拾い上げるという作業が必要になってくると思いますので、発問に対する工夫は大切であると思います。

教育長

道徳教育というのは、道徳の時間だけで行われるのではなくて、学校におけるすべての教育活動で行われるものです。また、学校だけではなく、家庭や社会でも行われていくものだと思います。

特に、小学校の場合、低学年の道徳の授業では、考えさせたり、話し合いをさせたりする取り組みに重点を置くよりも、本来こうあるべきである、ということをお教えることが必要ではないかと思ます。基本的な考えが身に付いたうえで、中学年や高学年以降で、決まった答えが出しにくい問題について、話し合うことに意味がある



のではないかと思います。この点についてはどの発行者も偏っているというわけではないと思います。

委員長

考えるという作業が今一番子ども達に求められているのではないかと思います。もちろん低学年でこうあるべきであるというのを示すべきであると思いますが、なぜそうするのかを考えさせることが必要ですので、できれば自由に意見を出し合える子ども達になって欲しいと思います。

授業の流れについては、西川委員の意見では選定委員会であげられたものが特に良いということですね。

発問については、自由に意見を出し合える方が良い、低学年のうちはあるべき答えを教えて、中高学年で考えるようにした方が良い、ということが、皆様のお考えということで、どの発行者も一定の基準を満たしています。

さて、先日、7月28日に管理職研修会が実施され、教育委員も出席しましたが、その時のテーマがいじめでした。いじめは全国的に問題となっており、道徳が教科になったきっかけでもあります。摂津市でも毎月問題行動として、いじめがあがってきています。皆様の中でも、いじめの問題は重要だという認識であると思いますので、教科書を選ぶにあたりまして、いじめについて、教材でどう扱われているか、ということにご意見をいただきたいと思います。

委員長職務代理者

いじめ問題は全国的にも喫緊の課題であり、自ら命を絶ってしまう子どもまでいますので、速やかに何らかの策を講じなければならぬと思います。いじめの問題についてどの発行者も適切に扱っていると思いますが、その量に差があり、いじめ問題に力を入れている発行者もあります。例えば、日本文教出版は多いですし、内容的にも力を入れています。いじめの4層構造についても踏み込み、子ども達に考えさせるというところで、日本文教出版が充実していると思います。光文書院は前学年時に学習した内容にも触れて教材作りをしていると思いました。

山手委員

日本文教出版はいじめについて、写真を取り入れたり、子ども達に主体的に深く考えさせるための工夫がされていました。

西川委員	<p>これまでの読み物教材としての道徳というのではなく、子ども達の活動を含めて考えていくという面では、教育出版や日本文教出版が優れています。</p>
教育長	<p>いじめに関して、日本文教出版はいじめ行為と法律上の刑罰を関連させたり、いじめの問題を起こさない、早期に解決するためには、重要な視点であるいじめの4層構造を扱っていたりするのが、良い点であると思います。</p> <p>教育出版は一年生から具体的にいじめについて実際にありそうな場面を取り上げたり、ネットいじめ等の情報モラルとの関連を取り上げていたりしています。</p> <p>光文書院は子ども達の発達段階に応じて、適切にいじめについて、とらえていました。</p>
委員長職務代理者	<p>いじめの問題については、子ども達が道徳的な心情としていじめをしてはいけないという考えで立ち止まっていたら、いじめはなくならないと思います。正義が通る集団を作り、みんなで相談したり、活動することでいじめをしない行動につなげるということだと思いますと光文書院が良いと思います。</p>
委員長	<p>いじめの4層構造について、高学年になると傍観者を正義が通る集団に育てていかなければいけないという点では、各発行者が工夫をしており、例えば東京書籍では、転校生が来たという事例で傍観者がいじめに賛同しないということや、教育出版では、いじめられている子どもが転校して行く時に「ごめんね」と謝られても、それでは遅いということ、日本文教出版では、いじめの4層構造をしっかりとおさえていたこと、光文書院では大人に頼るのではなくて、自分達で何とかしないとイケないという傍観者のあり方を問うということがありました。傍観者をどう育てるかという点に注目していますが、正義が通る集団を作るのに、気持ちだけではなくて活動にしていけるようなものが良いと思いました。</p> <p>いじめについてのご意見を頂きましたが、次は情報モラルについてです。情報モラルについては必須なので、どの発行者も取り上げているのですが、本市ではスマートフォンや携帯電話の所持率が高く、その使用時間も長くなっていますので、重要であると思います。</p>

その点は、皆様はどうお考えでしょうか。

教育長

現在、スマートフォンや携帯電話やパソコン等の情報機器を使いたいじめが問題となっていますので、どの発行者も工夫して取り上げていました。どの発行者もルールやマナーの点から情報モラルに結び付けようとしています。光文書院は一年生からスマートフォンやゲーム機を真正面から取り上げています。二年生では「ネットマナーをみにつけましょう」、三年生では「インターネットのじょうほうはかならず正しいの?」、四年生では「インターネットの落としあな」、五年生では「だれの研究?」「スマホと上手に付き合うために」、六年生では「あなたはだあれ?」「携帯電話やスマートフォンの使用時間」ということで、今の子ども達の課題に直接真正面から取り組んでいただいているということで大きく評価をしたいと思います。

山手委員

私も同意見で、一年生から六年生までそれぞれでポイントを絞ってくれていると思いました。一年生からではまだ早いかとも思ったのですが、摂津市の多くの子ども達も携帯電話を持っていますし、3歳ぐらいの子どもでも携帯電話を触っていたり、低年齢化が進んでいます。情報機器が溢れていて、子ども達のそばにあるという意味では一年生から取り上げて、子ども達に伝えていくことが大事であると思いました。

西川委員

一年生には早いということも言えますが、スマホが普及するまでの速さを考えますと、積極的に取り上げなければならないと思いました。

委員長職務代理者

光文書院は漠然としてではなく、具体的に子ども達が持っているものに触れて説明するという内容になっていました。

委員長

皆様の意見をまとめますと、光文書院では一年生から取り上げているので、評価が高いということでした。

最後にユニバーサルデザインについてですが、摂津市では子ども達にユニバーサルデザインを考慮した授業を進めています。各学校の授業研究でも取り組んでおり、どの子にもわかりやすい授業をす

るよう進めているのですが、教科書も同様にわかりやすいものが良いと思います。どの発行者も努力されているのですが、その中でも、カラーユニバーサルデザインの認証マークをとっているものもありました。また、文節が改行時に切れないよう配慮しているものもありました。次のページに移った時に、ちょうど話が変わるような工夫も見られました。

委員長職務代理者 ユニバーサルデザインについてですが、文節の途中で改行しないという工夫は大事であると思いましたが、光文書院ではされていません。

西川委員 摂津市はこれまでユニバーサルデザインを大切にしてきたので、やはり一定の配慮は必要であると思います。

委員長 では、そのほか何かご意見はありますか。

西川委員 学校訪問時に子ども達が牛乳の紙パックを広げてバケツにためた水で洗っていたのですが、学校生活の中で、リサイクルや持続可能性を実践していましたので、そういった価値観を身に付けるということが大事であると思いました。

選定委員会で選んでいただいた3者の中で比べた時に、ある発行者では富士山について、美しさや気高さを取り上げているのですが、光文書院ではそれに加えて、ごみの問題、自然を守ることや地球環境の持続性についても触れられていて、地域に根ざしたエコ活動についても考えているのだと思います。

委員長職務代理者 教科書を読んでいて、途中で吹き出しがあると、そちらに気が向くので集中している中でも、一息つけるような気がします。ページに余白がある方が見やすいと思いますので、その点についても、光文書院が良いと思います。

山手委員 項目が多いところもありますし、少なくまとめているところもあります。項目は多い方が選べるので、現場ではその方が良いのでしょうか。

委員長	<p>35時間分の教材の他、付録がついているものもありますし、教材としては20時間分程度しかないものもありました。</p>
教育長	<p>道徳の場合は小学校で学年により異なりますが、全体として内容項目が22と決まっています。35時間以上分の教材がある場合、学校がどれを取り上げるかは、学校あるいは教員がその子ども達の状況に合わせて、考えることとなりますが、その場合でも、22の内容項目は外してはいけません。教材数が多いということは、学校の選択肢が増えるということで、メリットだと思います。</p> <p>また、教材の出典元について、発行者によってもれなく記載されているもの、一部あるもの、まったくないものがありました。出展元を明示することは大切であり、この点についても、考慮したいと思います。</p>
委員長	<p>他教科や生活、地域活動にも触れているという点や教科書の見やすさ、教材の多さ、教材の出典元について意見が出ました。それでは、皆様に、最終的な意見をお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>最後に1者を選ばなければならないのですが、今まで様々な意見が出ました。分冊のメリット・デメリット、授業の流れ、発問の仕方、いじめの問題、情報モラル等いろいろな観点で話し合いました結果、皆様のご意見をお一人ずついただきたいのですが、いかがですか。</p>
委員長職務代理者	<p>今喫緊の問題であるいじめ問題について、最も取り組まれていた日本文教出版が良いと思いましたが、全体としてのバランスや皆様のご意見もお聞きした結果、光文書院を推薦したいと思います。</p>
山手委員	<p>私も光文書院を推薦したいと思います。それぞれ良いところがあり、いじめ問題については日本文教出版が、情報モラルについては光文書院がよく、光村図書では6年生でまど・みちおさんの詩や世界人権宣言のことを谷川俊太郎さんが訳した言葉で書かれておりました。教育出版では、各項目に学習の手引きをつけられていましたが、全体として、子ども達が主体的にかつ身体で体験できるように工夫していただいているのは光文書院であると思いました。</p>

西川委員

実際に、子ども達や先生方が使っていくということと、内容がしっかりしたものであり、子ども達に身に付けさせることができるというもので、全体的にバランスが取れているのは、光文書院だと思います。活動やいじめというと日本文教出版や教育出版が良いと思いますが、持続可能な社会、環境問題、子ども達の生活といったところで、バランスを見ると、光文書院であると思います。

教育長

初めは日本文教出版か光文書院かのどちらかだと思います。日本文教出版は巻末に4か所ほど保護者記入欄があり、工夫されていると感じましたが、一方で、それが本市の実態に合っているのかとも思いました。全ての教科書発行者の教材が22項目の内容項目でどれに当てはまるのか、というのを一年生から六年生まで全部調べたのですが、発行者によって、伝統・文化の尊重に力を入れている発行者であったり、生命の尊さに力を入れている、親切・思いやりに力を入れている、それぞれ特徴がありましたが、中でも光文書院は、生命の尊さに力を入れていました。いろいろな項目でとびぬけて優れているというわけではなかったのですが、全体的なバランスを考慮して、光文書院を採用したいと思います。

委員長

光村図書では世界人権宣言が六年生で扱われていたことが、非常に良かったです。また、紙面がきれいで、イラスト・漫画を用いた工夫がされていました。日本文教出版ではいじめの問題に関して、たくさん取り上げていますし、読み物の冒頭には、非常に丁寧な説明が入っていました。教育出版では、いじめも情報モラルも触れられていました。光文書院は情報モラルが一年生からしっかりできているのは本市の子ども達の実態に合っていると感じました。コラム「みんなでやってみよう」やちびまる子ちゃんを使った人との関わり方を考えるというのが一年生から六年生まで通して作ってあるというのも、好感が持てました。いじめの問題でも傍観者をどう育てていくかということも非常に丁寧に扱っていると感じましたので、バランスということから言いますと、光文書院が良いのではないかと思います。

皆様の意見をここでまとめたいと思います。福元委員長職務代理者の意見では、いじめについて日本文教出版が良いと感じました。

が、全体的なバランスでは、光文書院であるということでした。山手委員からの意見では、道徳で身に付けて欲しいことを活動を通してできるのは光文書院であるということでした。西川委員の意見では、子ども達や先生方がどう使っていくのか、環境問題の点で光文書院が良いということでした。教育長の意見では、日本文教出版も良かったのですが、保護者記入欄が負担になるのではという心配があり、各発行者それぞれ優れた点があるのですが、22項目の中で、生命の尊さに力を入れており、バランスという面で優れている光文書院が良いということでした。

皆様にそれぞれ意見をいただいたのですが、学習会を通じて出された意見も入れて考えますと、光文書院が優れているということで、全員一致の意見により光文書院を採択したいと思いますがよろしいでしょうか。

光文書院はカラーユニバーサルデザインの認証マークを取っていません。先生がこの教科書を使う時には、授業で色の区別をしにくい児童がいるということを考えて、何色を見てくださいというのではなく、具体的にマークや形や何行目であるとかで伝えるよう配慮をお願いしたいと思います。

35時間分の教材に加え、付録もあります。児童の実態に応じて先生が教材を選択することで授業の幅が出てくるのですが、その際には22の内容項目に漏れないようにお願いします。

私からの現場へのお願いは以上です。何か質問等はございますか。

それでは、小学校「特別の教科、道徳」の教科用図書について、光文書院を採択することで決定しました。平成30年度使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書についての審議を終了します。今後の日程等、担当課より説明をお願いします。

教育支援課参事

今後の情報公開について確認をいたします。

教科用図書採択事務に関することについては一定期間、具体的には文部科学省の示す採択期間である8月31日まで非公開ということで進めてまいりましたが、本日の採択に係る審議を公開といたしましたので、採択結果のみ直ちに公開し、議事録等については整えた上で、9月1日以降に公開したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員長

異議はございますか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしということですので、そのようにお願いいたします。  
以上で議案審議を終了いたします。

これをもちまして、本日の臨時教育委員会議を終了いたします。  
ご苦労様でした。